

新しい生活様式を踏まえた消防団活動の基本方針

令和2年10月15日
北広島町消防団

新型コロナウイルス感染症への対応は今後も続き、これからは日常生活と感染拡大防止対策を両立していく必要がある。このことを踏まえ、「新しい生活様式」を踏まえた消防団活動の基本方針を定める。

1. 基本方針

- (1) 屯所・車両・資機材・防火水槽等の点検や会合については、手指消毒やマスク着用の徹底、換気に留意し、適切な身体的距離を確保するなど、密閉・密集・密接を回避して実施する。
- (2) 訓練等について、屋内外を問わず手指消毒や咳エチケットを徹底し、屋内の場合は、換気の徹底や人を分散するなど工夫して実施する。なお、消防訓練礼式の基準（昭和40年総務省消防庁告示第1号）に基づく各個訓練、部隊訓練、礼式、通常点検は、第2項で定める具体的な取組を遵守した上で、規律どおりに行う。
- (3) 点検、会合、訓練等の際は、必ず参加団員を把握する。
- (4) 体調不良の団員や過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある団員、感染者と濃厚接触したおそれのある団員は、点検、会合、訓練等に参加させない。

2. 各自の具体的な取組

- (1) 検温の徹底
必ず検温を行うこと。体調不良や風邪等の症状があった場合、その旨を上位階級者に報告し、出動・参加を自粛すること。
- (2) 行動履歴の把握
過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある団員は、その旨を上位階級者に報告し、出動・参加を自粛すること。
- (3) 感染者との濃厚接触の把握
家族や職場等で感染者が発生した場合、その旨を上位階級者に報告し、出動・参加を自粛すること。
- (4) 咳エチケットの徹底
うがいを励行し必ずマスクを着用すること。ただし、気温の高い時期は熱中症に十分注意し、無理をしないこと。
- (5) 消毒の徹底
石鹸、流水による手洗いやアルコール消毒液で手指消毒をするとともに、共用する資機材は、使用後に次亜塩素酸ナトリウム等で消毒すること。